

9月予定表

		弓道場近の射場						弓道場遠の射場					
日	曜日	午前		午後		夜間		午前		午後		夜間	
使用区分		全面		全面		全面		全面		全面		全面	
		西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東
1	火	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
2	水	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
3	木	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
4	金	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (アーチェリー)					
5	土	一般公開 (弓道)		スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		一般公開 (弓道)	スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		
6	日	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (アーチェリー)					
7	月	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
8	火	専用使用	一般公開 (弓道)	施設整備				一般公開 (弓道)	施設整備				
9	水	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
10	木	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
11	金	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (アーチェリー)					
12	土	一般公開 (弓道)		スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		一般公開 (弓道)	スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		
13	日	四日市弓道協会 月例会				一般公開 (弓道)		一般公開 (弓道)					
14	月	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
15	火	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
16	水	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
17	木	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
18	金	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (アーチェリー)					
19	土	一般公開 (弓道)		スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		一般公開 (弓道)	スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		
20	日	一般公開 (弓道)						四日市市アーチェリー協会 月例会				一般公開 (アーチェリー)	
21	月	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
22	火	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
23	水	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					
24	木	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
25	金	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (アーチェリー)					
26	土	一般公開 (弓道)		スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		一般公開 (弓道)	スポーツ教室 (弓道 (初心者)・弓道)		一般公開 (弓道)		
27	日	一般公開 (弓道)						一般公開 (弓道)					
28	月	施設整備				一般公開 (弓道)		施設整備				一般公開 (アーチェリー)	
29	火	専用使用	一般公開 (弓道)	一般公開 (弓道)				一般公開 (弓道)					
30	水	一般公開 (弓道)						一般公開 (アーチェリー)					

※電話マーク（☎）の箇所については空きがあるかどうかを総合体育館へお問い合わせ下さい。

※専用使用は、午前 9:00～12:00 ・ 午後 13:00～16:30 ・ 夜間 17:30～21:00
午前午後 9:00～16:30 ・ 午後夜間 13:00～21:00 ・ 全日 9:00～21:00

※（弓）⇒弓道、（ア）⇒アーチェリー

※弓道場の個人使用（一般公開）の際には、以下要件がございます。ご注意ください。

弓道⇒①公益財団法人全日本弓道連盟による段位2段以上の認許を受けた者。

②上記①の資格を有しない者については、上記①の資格を有する者が同伴すること。

アーチェリー

⇒①経験者として、安全に射ることができる者。

※経験者とは、各種競技会出場経験者、高校・大学等での部活動経験者及び市主催のアーチェリー教室受講修了者など。

②上記①に該当しない者については、上記①に該当する者が同伴（ただし、未成年者を除く）すること。